# 安心と信頼の『セレオクラブ』会員規約（無料会員用）

**第1条(目的)**

『セレオクラブ』(以下、「本会」という。)の趣旨に賛同し入会した会員または登録した会員の家族(以下、「会員等」という。)が死亡し、株式会社喜月堂セレオに葬儀施行の申込みをした際は、会員等の遺族または相続人(以下、「遺族等」という。)に対し相互扶助の精神に基づき葬儀費用の割引や各種サービスの提供を行います。また会員等に対して葬儀の事前準備、生前予約、各種相談サービスを提供することにより会員等の利便性を図り、精神的・経済的負担を軽減することを目的とします。

**第2条(会員の資格)**

本会に入会できるのは、本会の趣旨に賛同し、『セレオクラブ』会員規約(無料会員用)(以下、「本規約」という。)を承諾し、本会が入会を認めた方とします。

2.入会できる年齢は、原則として満 20 歳以上の方とします。

3.入会申込書の内容に虚偽の記載があった場合は、入会を認めないことがあります。

**第3条(入会手続き)**

入会の申込みは、所定の入会申込書に必要事項を記入し署名捺印をしていただきます。

2.本会は、入会申込書に基づき所定の契約手続を行うことで、本会の会員であることを証する「会員証書」を交付します。

**第4条(会員資格の期限)**

会員の資格は、1施行に限るものとします。

**第5条(告知義務違反による契約の解除)**

入会申込みの際、申込者が故意または重大な過失により入会申込書に事実を告知しなかった場合、虚偽の記載をした場合は、契約は解除します。

**第6条(個人情報の取扱い)**

会員等の個人情報は、責任をもって保護・管理いたします。

〔個人情報の利用目的〕 会員からご提供いただいた個人情報は、以下の目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて、利用させていただきます。

（1）会員等へ弊社の取扱商品や情報、サービス、プランを提供、納入、設置するため。
（2）外部委託先に弊社の取扱商品を提供、納入、設置させるため。
（3）会員等へ納入した弊社商品のアフターサービス、メンテナンスを行うため。
（4）弊社の商品開発、サービスの向上に関する調査実施のため。

〔共同利用会社の範囲〕 国内に所在する株式会社喜月堂セレオのグループ会社。
※株式会社喜月堂セレオの公式ホームページに記載の、個人情報保護に関する基本方針に記載。
（公式ホームページ URL　https://cereo.co.jp/）

〔取得及び共同利用する個人情報〕 会員等の氏名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等に関する諸事項。

〔安全対策〕 会員等の個人情報を安全に管理するため、個人情報への外部からの不正アクセス、紛失、毀損、破壊、漏洩、社外への不正な流失等、危険防止に対する合理的かつ適切な安全対策を講じます。

〔個人情報の開示〕 弊社は、会員等がご本人の個人情報について、開示、訂正、利用停止、消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの請求がある場合は、異議なくすみやかに対応いたします。

〔その他〕第6条の各項目については、株式会社喜月堂セレオのグループ会社で定める「個人情報に関する基本方針」に準じます。

**第7条(葬儀施行の適用範囲)**

葬儀施行の適用範囲は、会員等に限ります。

**第8条(葬儀施行の申込み)**

会員等が死亡し、株式会社喜月堂セレオに対し葬儀の施行を申し込む際は、必ず「会員証書」を提示するものとします。

**第9条(会員等の特典等)**

会員等は、会員等の希望により次の特典を受けることができます。

（1）葬儀における会員割引サービス
（2）本会加盟店での会員割引サービス
（3）法律・税務・各種手続の相談サービス
※ただし、相談サービスの内容によっては有料の場合もあります。

**第 10 条(変更事項の届出)**

会員は、入会申込書に記載した事項に変更か生じたときは、すみやかに第 19 条に記載の問合せ・相談窓口に変更事項を届け出るものとします。

2.前項の変更の届出がなかった場合は、葬儀の施行が受けられないことがあります。

**第 11 条(会員証書の再交付等)**

会員は、会員証書を盗難、紛失あるいは毀損した場合は、再交付を受けることができます。

**第 12 条(暴力団等の排除)**

会員等または会員等の関係者が次のいずれかに該当する場合は、本会は入会の申込みに応じません。

（1）株式会社喜月堂セレオの施設を利用しようとする者の中に次のいずれかに該当する者がいる場合。
　① 暴力団及びその構成員、準構成員。
　② 暴力団関係企業及びその役員、従業員。
　③ 企業から株主配当以外の不当な利益を要求する団体及び個人。(総会屋等)
　④ 社会運動を標榜して不当な利益、行為を要求する団体及びその構成員。
（2）株式会社喜月堂セレオの施設の利用が、暴力団等反社会的勢力の組織の維持、拡大が目的であると認められる場合。

**第 13 条(葬儀の施行及び会員等の特典が受けられない場合)**

次の場合は、 葬儀の施行及び第9条に定める会員等の特典等が受けられないことがあります。

（1）他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動、行為をするおそれがあり、施設の管理上支障があると認められる場合。
（2）入会申込みの際、申込者が故意または重大な過失により入会申込書に事実を告知しなかったか、または虚偽の記載があった場合。
（3）会員等であることが確認できない場合。
（4）天変地異等特殊な事情により加盟葬儀社が葬儀の施行ができない状況が生じた場合。

**第 14 条(葬儀の施行の範囲)**

原則として葬儀の施行の範囲は山梨県内とする。

**第 15 条(クーリングオフ・入会申込みの取消し)**

入会を申し込まれた方は、入会申込書(控)を受領した日を含む8日間は、本会に対し書面により入会申込みの取消しができます。その効力は書面を発送したときから生じます。この場合、入会申込者の費用負担は一切ございません。

**第 16 条(秘密保持)**

会員及び本会は、入会申込みに当たり知りえた情報を、予め書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、法令の定めに基づき監督官庁または司法機関等から開示を求められたときを除くものとします。

2.前項に拘わらず、次の各号のいずれかに該当するものは秘密情報には該当しないものとします。

（1）入会申込みの際に既に公知及び保有しているもの。
（2）入会申込み後に本会の責めによらずして公知となったもの。
（3）会員から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの。
（4）開示された情報によらずして本会が独自に開発したもの。

**第 17 条(協議解決)**

本規約に定めのない事項または疑義の生じた事項については、法令慣習に基づき会員及び本会にて誠意をもって協議のうえ解決します。

**第 18 条(合意管轄)**

本規約に関して訴訟を提起する場合、会員及び当会はその第一審の専属的合意管轄裁判所を山梨地方裁判所とすることに合意します。

**第 19 条(問合せ・相談窓口)**

『セレオクラブ』　株式会社喜月堂セレオ
〒407-0024 山梨県韮崎市本二丁目 10 番9号
TEL 0551-22-0135

㈱喜月堂セレオ　セレオクラブ会員規約並びに個人情報保護に関する基本方針について説明を受け、上記内容に同意します。

年　月　日　　氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞
住　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿